

第3次福井県情報セキュリティクラウド構築および運用保守業務に係る

提案書審査要領

第3次福井県情報セキュリティクラウド構築および運用保守業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

最適な事業者を選定するため、提案内容を評価する「技術点」、事業費を評価する「価格点」の合計（総合評価点）の最も高い提案者を契約先候補者とする。

（1）技術点

技術点は、提出された【提案様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表の項目に基づき評価する。適合表の項目について、すべての項目で対応可または、十分な代替案であると判断できる場合、技術点は500点とする。

また、1つ以上の項目で対応不可または代替案が十分ではないと判断された場合、技術点は0点とし、当該提案については他の項目の評価に関わらず契約先候補者として採用しないものとする。

（2）価格点

事業費について、下記「2 価格点」に示す計算式に基づき「価格点」を算定する。価格点の満点は500点とする。

（3）総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

次の順で契約先候補者を決定する。

1. 価格点が高い者
2. 価格点が同点の場合は、【提案様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表の項目において、対応可の項目が最も多い者
3. 【提案様式1】の対応可の項目数が同数の場合は、提案された見積書の金額を比較し、保守運用に係る経費の見積額が低い者を契約先候補者とする。

なお、さらに同点の場合は選定委員会において決定する。

2 価格点

価格点は、事業費（※1）を提案上限金額で除して小数点以下5位を切り捨てて

得た値をⅠから減じて得た値に、事業費に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\boxed{\text{価格点}} = \left\{ \text{Ⅰ} - \left(\frac{\text{事業費}}{\text{提案上限金額}} \right) \right\} \times \boxed{\text{価格点総点}}$$

※Ⅰ 事業費は、提案書で提出された見積書の合計（構築に係る費用および運用保守に係る費用の合計額）に「消費税および地方消費税」を加算した額とする。

3 選定委員会

参加者から提出された提案書を審査するため、選定委員会を開催する。選定委員会では提案された内容による審査を行い、参加者によるプレゼンテーションを実施しないものとする。